

資料

被収容者の権利を擁護する組織

—PROP (Preservation of the Rights of Prisoners)

左の資料は、去る九月一七日、早稲田大学刑事政策問題研究会において、辻本義男氏が報告し、これをまとめたものである。将来にむかって重要な問題をはらんでいる領域であるから、さしあたり、資料の形式をかりてでも、識者の検討をうながすべく、本誌に公表する必要があると判断し、紹介の勞をとらせていただいた。須々木圭一

辻 本 義 男

一 はじめに

一九七二年の夏、百を越す抗議のデモンストレーションやストライキが、イギリスの刑務施設を揺り動かしていたさなかに、PROPの広報を担当していたマイク・フィッツジェラルド(Mike Fitzgerald)は、最近、ペンギン社より「反抗する受刑者たち」(Prisoners in Revolt)を著わし、そのなかで、今日

被収容者の権利を擁護する組織

のイギリスの刑務施設を厳しく見つめるとともに、これらの刑務施設における抗議の歴史を語り、それをアメリカでの類似の運動と比較し、人道主義的かつ実践的立場に立って、犯罪者処遇の方法についての論議を行なっている。

「反抗する受刑者たち」は、被収容者の抗議運動について書かれたものであり、とくに、一九七二年五月に設立されたPROPに焦点がおかれているが、その構成は、第一章「拘禁の機能」

で、なぜ人々は拘禁されるのか、の間に答えるために、簡単な拘禁の歴史を述べ、第二章「イギリスの刑罰政策」で、刑罰政策の発展と現況とをコンパクトに記述したのち、今日のイギリスの刑罰改革について、起りうべき未来の傾向を論じる。第三章「刑務所の中の人たち」は、イギリスにおいて、はじめて、施設から秘密裡に持ち出された通信を広範囲に用いて、被收容者の抗議運動の起動力ともなった、現在の刑務所の実情を明らかにする。第四章「イギリスの被收容者の抗議」は「過去二百年のイギリスの刑務所における事件の集約」とみられる、ダームア (Dartmoor) の暴動 (一九三二年) とパークハースト (Parkhurst) の暴動 (一九六九年) を詳細に描き、これらの歴史的背景のもとに、PROPが誕生したことを、第五章「PROPの起源と発展」のなかで、「組織の設立者の一人として、初期の運動に直接に関与し」た著者は、集団の中で何が実際に起ったかを、入手し得た情報をもとに記録しようとしている。そして、PROPの失敗は、第六章「アメリカにおける被收容者組合の起源と発展」に見られる、この種の調査研究の軽視にあったことを反省し、第七章「結論」で、被收容者の抗議のための組織が直面した数多くの障碍をひき出し、抗議のための活動を政治の領域におくものと主張する。

以下に紹介するのは、「数多くの被收容者による個別的、ある

いは集団的抗議運動が、『公的』に抑圧され、かれらの不平不満が無視され続け、たとえ内務省 (Home Office) が被收容者の抗議運動を不承不承認しても、抗議運動が解決できない連係であることを暗黙裏に示すことを避けるために、『事件』とその『原因』を別個に取り出して、それを局部的に限定することに力が注がれ、刑務所の壁が被收容者を隠し、調査者を閉め出すのに効果的」であったときに、エスカレートしてゆく被收容者の抗議を公にし、それに協力することを目的として、『進行している抗議運動の歴史のなかから生れた』PROPの活動の概略である。

なお、PROPの成立とその発展に、過去四年間密接に協力してきたマイク・フィッツジェラルドは、一九五一年生れ、一九七三年に社会学および政治学の称号を得て、ケンブリッジ大学を終え、一九七六年にレスター大学の博士号を得ている。

二 PROPの誕生

「内務省が刑務所の情報を独占的に保有し続けていた結果の重大さが、一九七二年のはじめに、はっきりと示された。月から五月にかけて、五十余りの被收容者の集団デモンストレーションが発生したが、行刑局 (Prison Department) はその三分の一以下しか認めなかった。したがって、これらの平穏な

抗議運動の大部分は、公的には事実上存在しなかったのである。新聞も、無視するか、あるいは、それらの事件を知らないでいた。」この様な抗議運動のさなかの一九七二年五月十一日に、著者を除く全員が服役の経験をもつ実行委員会のメンバーによって、被收容者組合設立の趣旨があらかにされた。すなわち、「イギリスの刑務所のなかでの、低級で非人間的かつ機能の衰弱しきった状態に応じて、P R O P は、被收容者およびかつて收容されていた者の権利を擁護し、拡張し、犯罪の減少のために、彼らの社会復帰および社会への再統合を援助する目的で組織された。」さらに、「この目的のために、被收容者の権利憲章 (Prisoners' Charter of Rights) のための運動基金を調達し、P R O P を援助するための公益信託 (charitable trust) の登録申請を、その監督官庁 (Charity Commissioners) に行った。

被收容者の権利憲章のために運動せよ。
報道 (press) および公衆が、イギリスの刑務施設に妨たげられることなく接近 (access) する権利を保障せよ。
公務秘密法 (Official Secrets Act) の精神と立法趣旨の濫用をやめよ。

すべての刑務所、および、犯罪者を処遇する代替的方法 (the substitution of alternative methods of dealing with offend-

被收容者の権利を擁護する組織

ers) の終局的廃止をもたすべく行動せよ。

準会員の支援をうけて、地方委員会が独自の方針で (along non-institutional lines) 運営する、地方ホステル、職業紹介制度および教育計画を確立せよ。

裁判手続、施設内の懲罰手続、仮釈放 (parole) の申請、およびその他の一般の福祉に関する問題に関し法的援助を与えよ。

労働組合運動と連絡し、協力せよ。

すべての受刑者を代表して、内務省と交渉せよ。

イギリス本国 (Great Britain) の刑罰改良団体、および刑罰改良団体が存在する諸国と連絡せよ。」というのが設立の趣旨であった。

被收容者の権利憲章は、

「以下の要求は、イングランド、ウェールズ、スコットランドおよび北アイルランドの刑務施設に現に收容され、かつて收容され、あるいは收容されるであろうすべての被收容者を代表して、P R O P によって為されるものである。P R O P は、これらの要求に応じて、以下の被收容者の権利が近い将来に確立され、有効に遂行されることを保障するに必要な法律を発議し、命令 (directives) を発することを、女王、議会、女王陛下の政府、内務省、および行刑局に要求する。」と前文を掲げ、以下の権利を列挙した。

「PROOPの会員となる権利。

PROOPの代表と連絡し、相談し、その面会を受ける権利。

PROOPの地方代表の指名、および、全国委員会への派遣委員の選任のために、刑務施設内で選挙を行なう権利。

PROOPの地方代表に立候補する権利、および選出された場合に、意思決定手続に参加し、収容施設のあらゆる政策集会および幹部会に出席し、男女の会員の報酬、作業および生活条件、並びに余暇の使用 (pursuits) および一般福祉に関するすべての問題について、会員の代弁者として行動する権利。

PROOPの地方および全国代表のために、選挙運動を行ない、投票する権利。

地方および中央政治の選挙に投票する権利。

労働組合員になる権利、並びに内務省と被収容者が選出した代表者の交渉により決定された報酬および条件を受ける権利。

内務省の同意を担保することなく (without first securing the consent) 女王任命の官吏 (servants of the Crown) に対し、訴訟を含むいかなる種類の法的手続をもとる権利。

刑務当局による干渉、介在あるいは検閲を受けることなく、内密に (in confidence) 法律助言者 (legal advisers) と接触する権利。

報道が自由に接近できる施設内の懲罰手続において、法的に

代理される権利、および、防禦のための証人を召喚する権利。

確立された公知の基準に該当するとき、仮釈放が認められる権利。この権利は、仮釈放の申請の準備の際に、専門的かつ独自の援助を受ける権利、申請の審理に出席し、あるいは、または、法的に代理され、違法あるいは不相当の主張に反論する (refute) ために、いかなる情報源 (source) から、いかなる場合にも、委員会 (Board) が考慮したすべての関係記録に接近する権利、委員会の決定を熟慮したのち判断する権利、および、その決定に対し、高等法院 (High Court) に上訴する権利を伴う。

自由に、報道および公衆と連絡する権利。

警察留置の適用 (application by the police for remands in custody) の場合の治安判事による審理を含む、いかなる司法手続に服する前に、法律助言者と相談する権利。

家庭のある地域の刑務施設に収容される権利。

すべての刑務施設に、夫婦の権利を行なういうことを含む、相当にして人道的な面会施設を有する権利。

検閲なしに、被収容者が要求するすべての信書を発受する権利。

拘禁の開始時より、教育コース、あるいは職業訓練コースに参加する権利。この権利は、試験を受ける権利、および相当にして適切な施設の提供を受ける権利を伴う。

衛生、食料、作業条件、生活設備、および適切な余暇施設の提供を含む、収容施設の状態の独自の監察を要求する権利。

独自の医療助言者に相談する権利。

レクリエーション施設の適当な使用制限と設備に対する権利。

婚姻関係を締結する権利。

すべての近親者の葬儀に列席する権利。

趣味、美術、著作を含む自己の余暇活動の産物を所有し、および売却する権利。

親族、友人および組織から贈物として、個人的使用のための化粧品を受け取る権利。

釈放にそなえ、適当な準備をする権利、以下のものを含む。

(一) 被収容者の特別なニーズに関係のある、住居、雇傭、教育、結婚相談および年少者の養育の問題について、被収容者を援助するため、被収容者とその家族が、協力して案出する釈放前コースの計画。

(二) すべての被収容者に拡大される帰休の権利。

(三) 開放施設に収容される権利。釈放前ホステル計画に収容される権利を伴う。

(四) 釈放時に、完全な保険カードを受ける権利。それによる完全な給付を受ける権利。

(五) 中央あるいは地方当局を問わず、その観察を受けている

被収容者の権利を擁護する組織

状態で (in state)、すべての他の求職者とひとしい権利。

服役した期間の区別なく、釈放後五年内にすべての犯罪記録を廃棄する権利。」

「刑罰改良の歴史は、受刑者を関与させ、あるいは受刑者に相談することもなく、刑務所の状態を改善しようとする中流階層の自由主義者 (liberals) の、役に立たない努力で主に満たされてきている。アメリカの被収容者組合の論議のなかにみられ、スカンジナビアやフランスの運動で、マティエッセン (Mathiesen) やフォーコー (Foucault) が明確にしたように、受刑者が自身の立場を認識し、たとえ、壁や格子に隠されていても、自分自身の最良の利益がどこにあるかに気付くことが不可欠である」ので、P R O P の正会員となる資格は「イングランド、ウェールズ、スコットランドおよび北アイルランドに存在する、短期収容所 (Detention Centre)、認可学校 (Approved School)、ボースタル (Borstal)、刑務所、およびその他の刑務施設 (Penal establishment) に現に収容されている者、および収容されていた者」に限られた。「正会員は、P R O P の地区会合および総会に出席し、討論する権利を有し、委員に立候補し、他の候補者のために、選挙運動をし投票をし、基金の会計を監査し、正会員に提供されるサービス、施設を利用する権利が与えられる。」

また、施設収容の経験のない者に対しては、準会員の道が開かれていて、「準会員は、年間二ポンドの会費（一ポンドは準会員のための会費、一ポンドは会費支払義務のない正会員のための会費）を納付した者であって、正会員と接触し、その社会復帰のために相応の努力をしなければならないものとする。準会員は、地区会合および総会に出席して発言をし、会計を知る権利はあるが、委員に立候補し、あるいは、特定の候補のために、選挙運動を行ったり投票したりすることはできない。投票する権利はないが、委員の多数決による招聘があるときにかぎり、助言者としての職務を行なうことができる」た。

この趣意書と権利憲章は、モウドリング内相をはじめ報道機関に送られた。また、全国、地方のマス・メディアはいうまでもなく、週末訪問員（weekend visitors）や、同情を示す法律家、保護観察官、施設福祉担当官（Prison Welfare Officers）、公的訪問員（Official visitors）などの種々の経路を通じて、組織の設立を伝える努力が払われた。周知のための運動が功を奏したことを示す手紙が、刑務施設からつぎつぎと寄せられた。PROP成立後二週間に、被収容者の抗議は急速にエスカレートした。しかし、PROPの実情は、五百人の準会員を擁する組織と称していたが、所外のデモに、二十数人しか動員できない有様で、宣言のみがひとり歩きをしていた。それにもか

かわらず、PROPが大きな組織であるという虚像は、そのまま残った。この外部の支援を得ることの失敗は、PROPの弱点となり、九月の初めにそれが現実のものとなるのである。

一九七二年五月末、PROPは、刑務官協会（Prison Officers' Association—POA）の年次総会開催と時機をあわせて、全国的規模のストライキを行なうと声明した。POA議長は「静かなデモと暴動は紙一重である」と批難を加えたが、内務省は依然組合の存在も、その影響も認めることを拒否し続けた。しかし、増大する不穏な状況に対処し、改善要求を検討するために召集された所長会同において、当局は平穏な抗議運動に参加した被収容者に対して、介入も処罰も行なわないと合意したことが伝わると、抗議運動は益々拡大していった。

PROPは、その承認を求めて以下の声明文を内務省に送った。「PROPに加入する権利を認めること。内務省および行刑局は、全収容者の代表としてのPROPを公的に承認すること。全施設に、被収容者によって選出されたPROP委員会の設置。確立された公知の基準により仮釈放を受ける権利。法的に代理され、証人を召喚する事実上の権利が認められない所内懲罰手続の「つるし上げ裁判」（Kangaroo Court）の廃止。労働組合に加入する権利、および交渉による報酬、条件を受ける権利。不当な非人間的状態に抗議するため、すべての被収容者

の罷業の権利。平穏なデモに参加した被収容者に対する懲罰手続の廃棄、およびデモ参加の結果剝奪された特権の回復。被収容者の権利の救済と、被収容者がその家族と社会に対する責任を果す方途について討議するため、内務省代表とP R O P 全国執行委員との早期の会談。」

ストライキの宣言は、検閲や種々の障害にもかかわらず壁を越えて伝達された。八月四日早朝、ガートリー (Gartree) がストライキに突入、それを支持するストライキが全国的に行なわれた。内務省の控え目の発表で、二十二施設四〇〇〇人以下。タイムズ紙は三十三施設でストライキが行なわれたことを報じた。平穏な抗議運動の成功は、刑務当局に、被収容者の協力と善意で収容施設が運営されうることを認めさせた。一方、それは刑務当局の非介入、不処分の指令で手を縛られたP O A に反動の要求声明を行なわせ、さらに、既存の刑罰改良団体を内務省の側に集結させることにもなった。

ハワード協会のクレアー (Hugh Klare) は、民主政治の真随は論議と妥協にもとづく同意にあるのであって、「民主国家における刑罰改良家の務めは、世論の説得の仕事である。それは、服役の経験のある者が重要な役割を演じる仕事である。」と述べ、開放施設からの退出 (walk-out) の威嚇にふれて、もしこの呼びかけが実行に移されれば、開放施設は事実上存在し

被収容者の権利を擁護する組織

なくなり、その結果すべての被収容者は閉鎖施設に閉じこめられることとなる。それは、過剰拘禁を引き起し、再び抗議の波を高め、P R O P の多くの要求が満たされることになる警告した。

三 P R O P の衰退

P R O P と被収容者のもっていたイニシアチブは、好戦的な (militant) 刑務官によってもぎ取られ、P O A の攻撃にさらされて、事態は逆の方向へと進み始めた。一九七二年八月末に、一五〇〇〇人の会員を擁するP O A は、次の六項目にわたる声明を発表し、「逞しくなれ」運動 (GET TOUGH campaign) を開始した。

- (一) 刑務所規則の厳格な適用と、すべての紀律違反の報告。
- (二) 被収容者の示威運動時には、いかなる刑務官協会会員も、通常の食事時間を除き、食事の準備、調理、給与を行なわない。
- (三) 協会員は、被収容者が定められた時間外にテレビを視聴するが如き場合の超過勤務を行なわない。
- (四) 被収容者が示威運動を行なうと、職員に特別の要求をなすときは、面会等の業務を停止する。
- (五) 右の要求等に応じる場合に、刑務官服務規則に抵触すると思料されるときは、上司 (executives) の完全な支持を得る。

(六) これらの方針は緊急の事態によって生じたものである。刑務官協会は、終局的には、常態に復帰することを期待する。

抗議運動がますますエスカレートするにつれて、暴動に対する刑務官の責任の問題が議論されはじめた。内務省の平穩な抗議運動への不介入、不問のくりかえしての明言にもかかわらず、抗議運動が行なわれるのは、刑務官の「ゲット・タフ運動」に関連があるのではないかというのが論議の中心となった。内務省は、POAとの接触を重ねる一方で、PROPPとの連絡は依然として拒否し、過激主義者のレッテルを貼りつけて、弱体な組織にさまざまな攻撃を加えてきた。

厳しい反動が、被収容者に襲いかかった。「刑務職員が法と秩序とは何か。そして、いかにそれを行なうかの決定を自分の手にしたとき、問題が生じた。」「ゲット・タフ運動」が広くゆきわたり、協会員は刑務所規則の厳格な解釈を開始し、些細な違反行為が報告された。POAは、その行動が収容施設での緊張を高めていることに對しては無関心を装い、被収容者の行為を、自己の目的のために利用しようとした。すなわち、「規則の厳格な解釈は、必然的に職員と被収容者との間にコンフリクトを生じるが、職員の側からは、このコンフリクトは、より一層の安全、統制、抑圧を引き出すものであり、それは職員のためになるものであった。」のである。

刑務所からの秘密通信は、「ゲット・タフ運動」の詳細な結果を伝え、職員の残虐な行為 (staff brutality) が、マス・メディア、公的訪問員、そして保護観察官によって伝えられた。「POAが採用した方針が、被収容者の力の反動に對する処方であったのである。」それは、所長の命令によるのではなく、「刑務官が、法律を自分のものとしたので」であった。

法官貴族キルブランドン (Law Lord Kilbrandon) は、「人を刑務所に送る目的は、自由の剝奪にあって、恐ろしい状態に隷属させることではない」として、「裁判官は、自由の剝奪を科することが法によって認められている。しかし、精神的、肉体的、倫理的な剝奪を科すことは、法によって認められていない。倫理的、精神的、肉体的剝奪を伴わないで、人々を刑務所に送ることができる場所が我々に与えられないのならば、我々裁判官は、人々を刑務所に送らないであろう」と述べ、人權委員会 (Human Rights Commission) も、根本的な刑務所の改革を求めて、被収容者の権利憲章を明らかにした。すなわち、「信書の検閲の廃止。被収容者の刑務所の規則に接近する権利。被収容者は、一般に利用されている出版物を購入し、依頼することができること。服役の最初の月から、より多くの面会が受けられること。家庭が危機に瀕するとき、仮釈放される権利。篤志家団体の補助的援助を伴う、より充実した福祉サービス。刑

務所の医療業務と国家健康管理機構 (National Health Service) の合体。刑期の短縮が過剰拘禁を緩和することの認識」がそれである。さらに、刑務所訪問者審議会 (Board of Prison Visitors) のなかに、公的な調査機構を設置することを要求し、職員に対する被収容者の不平の処理と、被収容者に対する懲罰の問責とは分離されるべきこと、並びに、被収容者は所内の懲罰手続において法的に代理される権利と、決定に対して上訴する権利が認められること、および報道がこれらの審理に立会うことが認められることを提案した。

抗議運動が下火になった頃、PROPは内部的な危機に瀕した。百パーセントの支持を、被収容者からうけているというPROPの予想に反し、被収容者はPROPを避け、新聞と連絡をとり始めたのである。PROPの予想と被収容者の行動の矛盾は、PROPのリーダーシップと組織の設立時から内在していた問題とを表面化した。

リーダーシップの問題は、マス・メディアからは、組織の存立を危うくするものとみられたが、当事者からは、当面明確にしなければならぬ問題に比較すれば、リーダーシップの問題はそれほど重要なものではなかった。PROPは、設立の時から各層から支持を受けていると主張していたが、そのような支

被収容者の権利を擁護する組織

持は実際には受けていなかったのである。所外の抗議運動支持デモの際に、PROPが動員し得たのは、せいぜい二、三十人にすぎず、五月のブリクストンのデモの際には、執行部の四人が旗や幟をひるがえして出かけて行った有様であった。

さらに、施設の内と外との連絡の困難という問題が、未解決のまま残されていた。このことは、被収容者の努力に対して、PROPは応じていないという所内からの通信が明白に物語っていた。施設内で働く組織の同情者の活動の低下や、連絡方法の不安定さは別として、問題は、発端の時点からの性急にすぎる活動と、明確に規定された会員制を採用したのにもかかわらず、拘禁された経験のある者の参加がみられず、実際に活動したのは中流階層の拘禁の経験のない者だけであったこと、さらには、組織の中心的人物が、この運動は自分から買って出たのだという気持で、自己流の活動を続け、リーダーをカリスマ的なものから民主的な方法によるものへと移すことさえ試みられなかったことであった。

PROPの内部の幻滅は、組織の福祉サービスと人道主義的作業へのかかりあいに挫折を生じ、そこに財政と人員の不足が加わり、ますます被収容者との溝を深めることとなった。

また、学者や刑罰改良システムに関連する分野の人々からの実質的な後援を欠いたことも、如何なる戦略をとり、どのよう

な問題に焦点をあてるかが不明確になった一つの理由であった。そのような努力がなされなかったのではなく、ラディカル・クリミノロジストなどの組織である「逸脱に関する全国会議」(National Deviancy Conference—NDC) は理論と実地の関連を作り出すために、同性愛者の代表、ならびに女性、精神病患者(mental patients)、および被収容者の運動を含む多くの団体に、公の場(forum)と財政的援助を与えていたので、PROPもその設立の当初から意図するところを伝えていたが「NDCの多くの会員にとっては、PROPとのかかわりあい、一九六〇年代の対抗文化と一九七〇年代初のその派生物との、ありきたりのロマンティックなふざけあい(firtation)の一つと見られなければならぬ」だったのか、限定された応答がかえってきたのみであった。

そして、「ストライキという武器の拡大的使用は、被収容者の運動を妨げ」、一九七二年の九月までに、「PROPは、刑務官のみならず被収容者の間においても、穢らわしいことばとなった。」のである。

四 一九七二年後のPROP

一九七二年の夏の終りに、PROPはハル(Hull)・グループとロンドン・グループに分裂した。

ハル・グループは、主にハル刑務所からの釈放者のために設立されたホステルに精力を注いでいる。

ロンドンでは、被収容者組合が発展し、活躍している。ロンドン・グループの目的は、「社会、犯罪および刑罰に関する一般の意識と態度の変化」を作り上げることにあつた。そのために、拘禁の実情を出版物によつて広く知らせ、問題を公に議論する努力をするとともに、それら出版物を新聞編集者、市議員あるいは国会議員に送付することによって、絶えずロビー活動を行なっている。そして、「その活動範囲に関しては、ロンドン・グループの努力は目覚ましいものがある。」とまで言われている。

第一回の報告では、「我々は我々の戸口(doorstep)の刑務所で起きていることに対して、特に責を負うべきである。内務省は公的に責任をとるであろうが、告発は、もしこの報告に書かれていることがこの地(Borough)で起これば、この地にいる我々に対して為されるものである」と述べ、第二回の報告では、刑務所システムに地方議会(local council)の関与することの必要を、つぎのように述べている。「議員(councillors)は、刑務所を他人事と考えることはできない。その問題は、解決されていないのである。そして、自治都市(Borough)の中でその問題に直面しなければならないのは議会なのである。も

し、議員がその自治都市の中に居住する者——選挙権があらうとなかろうと——に責任があるのならば、顧みられない者を保護しなければならぬのである。」そして、議員が自治都市のなかにある刑務所に接近する権利、被収容者が議員に接近する権利、刑務所の中に、地方議会の下部委員会(sub-committee)を設置すること、地域内の刑務施設の衛生・防火・作業場に関する規則に責任を負うことなどを勧告する。

そのほか、ロンドン・グループは、被収容者の運動に労働組合運動の関心をひくべく接触を続け、運輸労働組合の一人は、「労働組合会議(Trades Union Congress—TUC)において、かかる特殊な問題が論議されたことはなかった。私は労働組合運動に携わる人々が、それに気付く時だと思う」と、草の根運動による支持者の拡大の必要性を強調している。

学生運動を取り込む努力も続けられていて、多くの学生が特定の問題の報告の作成に助力し、財政の援助のための活動も行っている。

そのほか、領域を共にする団体の設立とその発展にも力を与えている。被収容者の家族の処遇、とくに夫婦面会(conjugal visits)の問題に焦点をあてて運動を行なっている。「被収容者の妻の組合」(Prisoners' Wives Union)、『イギリスで最初の「精神病患者組合」(Mental Patients' Union)』、『老齢年金受領

被収容者の権利を擁護する組織

者全国連盟」(National Federation of Old Age Pensioners)などが代表的なものであるが、いずれも、社会に余儀なく存在する、経済的、社会的および心理的牢獄を強調するものである。最近、ロンドン・グループの一部は、組織の政治運動から、出所者のための福祉、更生事業へと転進し、地域共同体内での(Community-based)自立をはかる「ハーグレイブ・ハウス計画」(Hargrave House Project)に着手し、「刑務所から釈放された男女が、自己の行動様式に可能なかぎり責任をもちうるような環境の中で、社会復帰できる便宜と職業とを与えること」を目指している。

著者は、被収容者との関係がふたたび確立された今日、組織はそれのもっとも重要な仕事に取りかかる時だとして、現在ロンドン・グループが冤罪の問題に取り組んでいることを紹介し、常にPROPの仕事が妨げ続けているのは、人と財政の問題であるが、PROPの定期刊行物「被収容者の声」(Prisoners' Voice)があらわすように、PROPは、被収容者の代弁者(mouthpiece)として行動することが、その目的であり、人々を惑わせ、率先して行動した被収容者の要求を自減させてしまった、一九七二年夏までのPROPの目的であったのであると反省をするとともに、抗議運動の衰退とともに、被収容者が再び高い壁の中に隠され、彼らからの情報が検閲と、制約という

精巧な機構によって封じ込められ、旧来通り、壁の内と外との接触が、拘禁という権力者側からみた重要な状態を乱し、ひいてはそれが社会一般を混乱に導びくという理由で合理化されている今日、被収容者の「代弁者」として活動することが、究極的な任務であるとして、P R O P の記録を結んでいる。

五 おわりに

P R O P の主張するところは、施設内処遇の機能が、施設の安全と秩序の維持とに、もっぱら向けられていることに対する、対立命題として出されていることは明らかである。それは、今日の行刑の制度が、刑事裁判の執行という枠のなかにおいてではあるが、被収容者の人権を尊重し、福祉を増進し、その社会適応性を付与するものであるとしているにもかかわらず、依然として、旧来の施設処遇が中心にあることを指摘している。さらに、イギリスの刑事政策の歴史は、「処遇の個別化」と「施設外処遇の展開」への発展を示し、現在、それは、犯罪者処遇の問題を社会福祉政策の一環としてとらえているとみることができるのであるが、P R O P の運動は、そこにおいてとられている施策自体が、過去の劣悪な刑務施設での施設中心処遇の延長以外の何ものでもないことを明らかにした。

ここにおいて、あるべき施設処遇を行なうには、著者も主張

するように、ラディカルな改革が必要であらうし、それは、従来の法執行的・保安的機能中心の体制から脱し、矯正の本来の目的を目指して主張される、矯正の指導原理の一つである社会的機能の要請するところであらう。

それは、根本的には、被収容者の法律上の地位の変化についての認識を新たにすることを前提条件とするものである。P R O P は、この点に関して、「刑務所をその時の社会の支配層が確立した包括的ヘゲモニーのシンボルである」とし、「すべての刑務所、および、犯罪者を処遇する代替的方法の終局的廃止をもたらす」ため、「刑罰の変化を求める闘争は、イデオロギ一的・政治的闘争で」なければならぬと述べる。しかし、ここでP R O P は、矯正が刑事法的・矯正法的な法律的強制の実現であるとする社会の仕組に対し、何ら批判を加えることもなく、さらにその志向する社会がいかなるものであるかの示唆も行なっていない。ここにおいてみられるのは、被収容者の権利の擁護のためのラディカル（急進的）な主張であって、その権利の主張を支持し、受容する社会の側のラディカル（根本的）な変革に対する提言はなされていないのである。また、施設内の抗議運動の分析と反省から得た教訓は、現在のP R O P を草の根運動へと導いてゆくのであるが、そこにおいても、犯罪者処遇のための施策が改善の軌道にのるための一つの問題とも考

えられる、犯罪の被害者の問題、さらに犯罪に対する社会の反作用の問題が考慮されていない点で、矯正の問題に「人間的アプローチを行なう」と明言するPROPPの姿勢に不明確なものが残るように思われる。

ともあれ、わが国においては、本来自由であるべき人間を、その者が犯した犯罪のゆえに、権力で拘禁し、かつ、その者を改善・矯正するという至難の業、被收容者の監視とその者の人間の性の尊重・理解という相反する事は、個々の職員を通じて行なわれてきており、ともかく平穏な状態が維持されている結果、被收容者に不必要な隔離を避け、施設内の生活を社会生活と一体化したものであるとして理解することによって、自由な社会生活の準備をするという施設処遇の意義が、まだ一般に意識されていないようである。しかし、社会状況・社会思潮の変動はこのような状態の行き詰りを近い将来において招来するであろう。その時にそなえて、施設内においては、被收容者の依存的服従ではなく、自律的主体的努力を促進する方途をより積極的に講ずるとともに、施設外においては、施設がコミュニティ・オーガニゼーションに参加することによって、施設が独立で解決し得ない限界に挑む時がきていると思われる。